

伊佐市農業委員会 4 回総会議事録

1. 開催日時 平成 29 年 7 月 28 日 (金) 午前 8 時 58 分から 10 時 03 分
2. 開催場所 菱刈庁舎 3 階大会議室
3. 出席委員 (32 人)

会 長 15 番 池ノ上雅典
委 員

農業委員		農地利用最適化推進委員	
1 番委員	10 番委員	1 番推進委員	12 番推進委員
2 番委員	11 番委員	2 番推進委員	13 番推進委員
3 番委員	13 番委員	3 番推進委員	14 番推進委員
4 番委員	14 番委員	4 番推進委員	15 番推進委員
5 番委員		5 番推進委員	16 番推進委員
7 番委員		6 番推進委員	17 番推進委員
8 番委員		7 番推進委員	18 番推進委員
9 番委員		8 番推進委員	19 番推進委員
		9 番推進委員	20 番推進委員
		11 番推進委員	

4. 欠席委員 (2 人)

5. 議事日程

- 第 1 会議録署名委員の指名 5 番委員 7 番委員
- 第 2 議案第 1 号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について
議案第 2 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 3 号「農地法第 4 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請」の処分決定について
議案第 5 号「非農地証明願」について
議案第 6 号「辞任届」の承認について

6. 農業委員会事務局職員

事 務 局 長 農地振興係長
農地振興係書記 農地振興係書記

【開始時間 午前8時58分】

事務局長 おはようございます。只今より、平成29年度 第4回農業委員会総会を開催いたします。姿勢を正してください。 一同礼。

議長 皆様おはようございます。
利用状況調査が今月7月から始まっているわけですが、このところ気温が日中で35度位になっています。現地調査をされる方は水分を十分補給して、熱中症対策に注意し活動して頂きたいと思います。
本日、12番農業委員が欠席で、出席人数は13人で、規定に達しておりますので、総会は成立いたします。
本日の議事録署名委員を、指名いたします。
5番農業委員と7番農業委員に、お願いいたします。
ただいまより総会を始めます。

————— 諸般報告 —————

議長 事務局より、諸般の報告について、報告第1号「農地法第18条第6項の規定による通知」をお願いいたします。

事務局 資料の1ページをお開きください。報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知の報告第1号につきまして、番号1番から3番になります。
農業経営基盤強化促進法による利用権設定の合意解約が3件、うち田1筆、畑3筆です。以上で報告を終わります。

議長 報告が終わりました。質問をされる委員は挙手し委員番号をお願いいたします。質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

————— 議案第1号 —————

議長 なしということですので、只今から議案の審議に入ります。
議案第1号「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定について議題といたします。
この議案は、所有権移転で3番農業委員が譲受け人になっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき議事に関与でき

ませんので、審議開始から終了まで退席をお願いいたします。関係議案終了後に入室、着席をして下さい。それでは3番農業委員退席をお願いいたします。

(3番農業委員退席)

議長 事務局の報告を求めます。

事務局 2ページをお開きください。

議案第1号、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見決定のうち、所有権移転分についてご説明いたします。番号1番の譲渡人は、伊佐市菱刈荒田4094番地イ号に居住するNKさん80歳です。土地の所在地は、伊佐市菱刈荒田字中水流4324番197で、地目は田、地積は770㎡で、下手三差路より南東へ約1kmに位置しています。譲受人は、伊佐市菱刈下手3100番地3に居住する認定農業者のDTさん71歳で、あっせんによる所有権移転売買であり、あっせん委員としてK委員とD委員にお願いしました。

なお、今回あっせん委員自ら取得になりますが、周囲の農地に比べ面積も狭く耕作条件もあまりよくなく、周辺の耕作者にあっせんしましたが、買い手もない状態であり、また、所有者においては売買価格に関係なく、なんとしても手放したい意向が強いため、やむなく今回取得する次第であります。

続きまして、「農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」の貸借についてご説明いたします。7ページをお開きください。

期間は、1年から10年で、地積は田51, 790㎡、畑31, 688㎡、計83, 478㎡ページです。利用権を設定する者の数21名、設定を受ける者の数17名、土地の明細につきましては3ページ整理番号1番から6ページ整理番号21番のとおりです。

以上、報告を終わります。

議長 只今、事務局の報告が終わりました。委員の皆さんご意見、質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。

議案第1号について事務局の報告通り、決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって議案第1号「経営基盤強化促進法農用地利用集積計画」に係る意見について、決定いたしました。
ここで、3番農業委員の入室をお願いいたします。

(3番農業委員入室)

議長 3番農業委員、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画に係る意見については決定いたしました。

————— 議案第2号 —————

議長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について提案いたします。
整理番号1番について13番農業委員の報告を求めます。

13番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号1番につきまして、去る7月24日に現地調査を行いましたので、13番が報告いたします。

申請人・TTさんは伊佐市大口大島798番地4に居住され、自治会は大島南で、年齢は65歳です。渡し人・KHさんは長崎県佐世保市祇園町22番地13号に居住され、年齢は63歳です。

申請地は伊佐市大口大島字若宮脇209番、地目は田、地積は3,162㎡で、所有権移転贈与であります。

受人の経営面積は100,177㎡で取得可能面積であります。農業従事者は3名で、通作距離は約3km位で、現況は良く管理された農地です。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号1番は、許可が決定いたしました。

議長 整理番号2番について、14番農業委員の報告を求めます。

14番農業委員 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、
整理番号2番につきまして、去る7月16日現地調査を行いましたの
で、14番が報告いたします。

申請人・UKさんは伊佐市菱刈荒田2506番地2に居住され、自治
会は場ノ木で、年齢は62歳です。渡し人・NTさんは伊佐市菱刈南浦
2631番地4に居住され、自治会は岩坪で、年齢は61歳です。

申請地は伊佐市菱刈荒田字島崎2463番1で、地目は畑、地積は7
44㎡で、所有権移転売買であります。

受人の経営面積は11,811㎡で取得可能面積であります。農業従
事者は2名で、通作距離は約60m位で、現況はよく管理された畑であ
ります。経営意欲はあり農機具等は完備されております。

以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当し
ないと思われまますので許可相当と思われまます。

添付書類として全部事項証明書、字図等が添付してあります。委員の
皆様方のご審議方をよろしく願いしまして、私の報告を終わります。

議長 14番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問
はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求め
ます。

		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号2番は、許可が決定いたしました。
議	長	整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。
5 農 業 委 員	番	議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定のうち、整理番号3番につきまして、去る7月19日現地調査を行いましたので、5番が報告をいたします。 申請人・HKさんは伊佐市大口鳥巢2620番地に居住され、自治会は鳥巢上で、年齢は67歳です。渡し人・MHさんは伊佐市大口鳥巢651番地に居住され、自治会は鳥巢上で、年齢は94歳です。 申請地は伊佐市大口鳥巢字樋掛848番、地目は田、地積は484㎡で、所有権移転売買です。 受人の経営面積は16,170㎡で、取得可能面積であります。農業従事者は1名で、通作距離は500m位で、現況はよく管理された田であります。経営意欲はあり、農機具等は完備されております。 なお、現地は大口文化会館より南西に800m位に位置しております。 以上のような理由により当申請は農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われまので許可相当と思われます。 添付書類として全部揃っております。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。
議	長	5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。 (「質疑なし」という声、多数あり。)
議	長	なしということですので、お諮りいたします。 整理番号3番について、許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	全員挙手。 よって整理番号3番は、許可が決定いたしました。

議 長 議案第2号「農地法第3条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数3件について、3件の許可が処分決定いたしました。

————— 議案第3号 —————

議 長 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について。
整理番号1番について3番農業委員の報告を求めます。

3 番 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定について
農 業 委 員 のうち、整理番号1番について、去る7月24日、13番農業委員、
8番推進委員、私3番農業委員と、申請人のMMさん立会のもと、共同
調査を行いましたので3番農業委員が報告をいたします。

申請人・MMさんは、鹿児島市緑ヶ丘町44番8号に居住され、仕事は退職されて、現在無職です。年齢は75歳です。

申請地の所在地は伊佐市大口下殿字須和野445番1外1筆で、地目は畑、地積は合計で1,868㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は山林であります。申請地はファミリーマート大島店から北薩病院方面へ約1kmに位置しており、周りは全て山林で、周囲に与える影響はないと思われます。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防止に関する誓約書、汚水処理確約書、資金証明書が提出されております。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしましたが、委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 3番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号1番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	<p>整理番号2番について9番農業委員の報告を求めます。</p>
9 番 農 業 委 員	<p>議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る7月24日、11番農業委員、13番推進委員、私9番農業委員と、申請人Y Iさん、司法行政書士のOさん、Kさん立会いのもと、共同調査を行いましたので9番農業委員が報告をいたします。</p> <p>申請人・Y Iさんは、伊佐市大口曾木1547番地1に居住され、有限会社 Sモータースの会長をされています。年齢は89歳で、自治会は曾木になります。</p> <p>申請地の所在地は伊佐市大口原田字中牟田606番2外2筆で、地目は田、地積は合計で744㎡であります。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は、車両展示及び事務所であります。申請地は伊佐農林高校から東へ約300mに位置しており、南側は田を挟んで宅地、東側宅地、北側宅地、西側は国道であり、周囲に与える影響はないと思われませんが、昭和52年7月に買ったものの転用をしないまま現在に至っており、今回相続申請で地目が田と分かったとの事です。</p> <p>添付書類として、全部事項証明書、始末書等全て揃っています。調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において判断はつきませんでした。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>9番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p>
1 7 番 推 進 委 員	<p>今回の案件は相続ですか。</p>
9 番 農 業 委 員	<p>Yさんが89歳と高齢になったため相続の手続きに法務局に書類を出したところ、地目が田であることは判明したとのこと。しかし相続するには地目を宅地に変更しないとできないと言われたそうです。また、何故そういうふうになったのは私にもわかりません。これからこういう案件が出てくるかと思いますが事務局はどう考えでしょうか。</p>
事 務 局	<p>今回の案件は、許可証が再発行できずに再申請したものになります。</p>

議長 今の事務局の説明は、農業委員会の方へは申請をして許可をとって埋め立てをし、展示場を作られたと言うことだと思います。それを法務局の方で登記をせずそのままにしていた。法務局で登記手続きをしなかったため、登記は変わらずそのまま、現状としては、登記は田、現況宅地になっている。10年以内だったら、再発行はできるんですが、30年、40年経過していますので、再度申請をしてもらい、許可を取って法務局で登記の変更をして頂くことだと思います。

外に、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号2番について処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について、5番農業委員の報告を求めます。

5番農業委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る7月24日、15番農業委員、15番推進委員、私5番農業委員と、申請人の代理人 T行政書士立会のもと、3名で共同調査を行いましたので5番農業委員が報告をいたします。

申請人・NHさんは伊佐市大口青木1071番地に居住され、農業で水稲と生産牛を経営されています。年齢は74歳で、自治会は下青木です。

申請地の所在地は伊佐市大口青木字稲荷迫1086番1と、同字1092番1の2筆で、地目は田、地積は合計で890㎡です。農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は農業用資材置場で畜産用のロールベールサイレージの置場にしたいということです。申請地は大口東小学校から東へ500m位に位置しており、南側は道路を挟んで田、東側は田、北側は田、西側は畑であり、周囲に与える影響はない

ものと思われます。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書及び契約書、汚廃水処理契約書、転用に関する契約書、委任状、農地法があまり分かっていなかったということで、一部埋め立てをしておりますので始末書が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしくお願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 5番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番について、8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第3号「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る7月24日、14番農業委員、2番推進委員、私8番農業委員と、申請人のYHさん立会のもと、3名で共同調査を行いましたので8番農業委員が報告をいたします。

申請人・YHさんは伊佐市大口宮人1763番地3に居住され、米作農家で年齢は68歳で、自治会は宮人であります。

申請地の所在地は伊佐市大口宮人字木原1764番1で、地目は畑、地積は670㎡であります。農地区分は第1種農地となっており、転用目的は農業用施設で、平成10年4月に申請地に農業用施設を建築してしまっただけの始末書が添付してあります。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書等が提出されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切で

あると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願い
いたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問は
ございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求
めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番は、処分決定いたしました。

議 長 議案第3号の「農地法第4条の規定による許可申請」の処分決定につ
いて、申請件数4件について、4件が処分決定いたしました。

————— 議案第4号 —————

議 長 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定につ
いて。
整理番号1番について4番農業委員の報告を求めます。

4 番 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定につ
農 業 委 員 てのうち、整理番号1番について、去る7月24日、申請人の代理人 司
法書士・行政書士 Oさん立会いのもと、11番推進委員、私4番農業
委員の2名で、共同調査を行いましたので4番農業委員が報告をいたし
ます。

譲受人は、伊佐市菱刈重留1334番地2に居住されている Y T さ
ん44歳で、自治会は重留西であります。譲渡人は、伊佐市大口元町1
番地1に居住されている A S さん89歳で、自治会は下元町でありま
す。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第3種農地となっており、転
用目的は一般住宅です。

申請地は伊佐市大口里字竿境2222番6で、地目は田、地積は35

6㎡であります。所在地は九州労働金庫から西へ約100mに位置しており、南側は田、東側は田、北側は田、西側は宅地であり、周辺に与える影響はないものと思われま

す。添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書等が提出されています。

調査の結果、この申請については2名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 4番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号1番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。よって整理番号1番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号2番について2番農業委員の報告を求めます。

2番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号2番について、去る7月24日、申請人の代理人 TRさん立会いのもと、7番農業委員、7番推進委員、私2番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので2番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、埼玉県さいたま市南区辻六丁目6番1号に居住されているN興業株式会社 代表取締役 NJさんであります。譲渡人は、伊佐市菱刈前目2363番地1に居住されている HHさん68歳で、自治会は前目中であります。

本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設です。

申請地は伊佐市菱刈前目字焼山4242番1外1筆で、地目は畑、地積は859㎡と684㎡で、合計1,543㎡であります。所在地は社

会福祉法人敬明園・千鳥園から南西へ約300mに位置しており、南側は山林、東側は国道、北側は畑、西側は宅地であり、周辺に与える影響はないものと思われま

す。太陽光発電事業ですが、パネル枚数288枚、パネル総設置面積1,543㎡、84.96kwを想定しています。

添付書類として、全部事項証明書、外必要書類は全て揃っています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました

議長 2番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。整理番号2番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。よって整理番号2番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号3番について7番農業委員の報告を求めます。

7番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号3番について、去る7月24日、申請人のMKさん、T行政書士立会いのもと、2番農業委員、7番推進委員、私7番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので7番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、伊佐市大口山野5276番地1に居住されているMKさん70歳で、自治会は上松であります。譲渡人は、日置市伊集院町古城950番地13に居住されているNTさんであります。

本申請は、所有権移転贈与で農地区分は第1種農地となっており、転用目的は倉庫及び事務所となっておりますが既に建物は建っております。

申請地は伊佐市大口山野字堀ノ内5281番2で、地目は畑、地積は

61㎡であります。所在地は山野駐在所から南東へ約100mに位置しており、東側は道路、西側は宅地、南側は宅地、北側は宅地及び畑であり、周辺に与える影響はないものと思われます。

譲受人の父と譲渡人が50年ほど前に土地の交換をしており、譲受人は自分の土地と思い、昨年末に転用してしまったとのことあります。

添付書類として、申請書、法定添付書類一式、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、転用に関する誓約書、委任状、始末書が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議長 7番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号3番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 全員挙手。
よって整理番号3番は、処分決定いたしました。

議長 整理番号4番、5番については譲受人が同一ですので一括で報告をお願いいたします。8番農業委員の報告を求めます。

8番農業委員 議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号4番について、去る7月24日、申請人のYHさん立会いのもと、14番農業委員、2番推進委員、私8番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので8番農業委員が報告をいたします。

譲受人は、伊佐市大口鳥巣1119番地に居住されているYTさん39歳で、自治会は西水流であります。譲渡人は、伊佐市大口宮人1763番地3に居住されているYHさん68歳で、自治会は宮人で、親子関係になります。

本申請は、所有権移転贈与で農地区分は第1種農地となっております、転

用目的は一般住宅となっております。

申請地は伊佐市大口宮人字木原1764番2で、地目は畑、地積は426㎡であります。所在地は宮人公民館より南東へ約300mに位置しており、市道宮人・八代線沿いにあり、周りは市道宅地となっております、周辺に与える影響はないものと思われま。

添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、被害防除に関する誓約書、汚廃水処理確約書、資金証明書等が添付されています。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。

続いて5番ですが、譲渡人は伊佐市大口宮人1763番地3に居住されているYTさん60歳で、自治会は宮人で、YHさんのいところになるそうです。

申請地は伊佐市大口宮人字木原1760番1で、地目は畑、地積は274㎡であります。

添付書類として、土地の全部事項証明書が添付されています。4番の地積426㎡と5番の地積274㎡を合計しますと、一般住宅の500㎡を超えますが、宅地造成の所が深く、側面の高さの2倍以上を控えないといけなことから、700㎡の敷地が取ってあります。

調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。

議 長 8番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号4番、5番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号4番、5番は処分決定いたしました。

議 長	整理番号6番について13番農業委員の報告を求めます。
13番 農業委員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号6番について、去る7月24日、申請人のSYさん立会いのもと、3番農業委員、8番推進委員、私13番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので13番農業委員が報告をいたします。</p> <p>譲受人は、鹿児島市西別府町3116番地145にある、株式会社Mであります。譲渡人は、伊佐市大口白木1番地に居住されているSYさん52歳で、自治会は山之口であります。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で農地区分は第1種農地となっており、転用目的は管理用通路となっております。</p> <p>申請地は伊佐市大口鳥巢字外一町1062番12で、地目は畑、地積は173㎡であります。所在地は農業公社から北東へ約100mに位置しており、南側は畑、東側も畑、北側は道路、西側は畑であり、周辺に与える影響はないものと思われまます。</p> <p>添付書類として、土地の全部事項証明書、配置図、字図、平面図、事業計画書、被害防除計画書、転用に関する誓約書、汚廃水処理確約書、地積測量図、残高証明書、改良区の意見書が添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議 長	<p>13番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議 長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号6番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。</p> <p>よって整理番号6番は、処分決定いたしました。</p>
議 長	整理番号7番について10番農業委員の報告を求めます。

10番 農業委員	<p>議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定についてのうち、整理番号7番について、去る7月24日、申請人の代理人 T 行政書士立会いのもと、1番農業委員、9番推進委員、私10番農業委員の3名で、共同調査を行いましたので10番農業委員が報告をいたします。</p> <p>譲受人は、福岡県福津市津屋崎4丁目24番14に居住されているKTさんであります。譲渡人は、鹿児島市吉野町1924番地2に居住されているIMさんであります。</p> <p>本申請は、所有権移転売買で農地区分は第2種農地その他の農地となっており、転用目的は太陽光発電施設であります。</p> <p>申請地は伊佐市大口堂崎字池ノ頭539番35で、地目は畑、地積は1,244㎡であります。現況は未耕作の農地で、所在地は羽月小学校から南南東へ約1.2kmに位置しており、東側は住宅、北側及び西側は道路を挟んで田ですが、現在南側の土地に太陽光発電施設が設置工事中で、周辺に与える影響はないものと思われま。</p> <p>太陽光発電施設の規模は、パネル設置枚数232枚、発電量69.6kwを予定しています。</p> <p>添付書類として、申請書、全部事項証明書、地図、字図、地積測量図、パネル配置図、事業計画書、KTさんの奥さんで、KUさん名義の通帳写し、被害防除計画書及び誓約書、転用に関する誓約書、九電発行の系統連系に係る契約の案内、JPEA発行設備認定通知書、九州電力工事負担金額通知書、委任状が添付されています。</p> <p>調査の結果、この申請については3名の調査員の意見において適切であると判断いたしました。委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたしまして、私の報告を終わります。</p>
議長	<p>10番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。</p> <p>(「質疑なし」という声、多数あり。)</p>
議長	<p>なしということでございますので、お諮りいたします。</p> <p>整理番号7番について、処分決定について賛成の農業委員の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。</p>

よって整理番号7番は、処分決定いたしました。

議長 議案第4号の「農地法第5条の規定による許可申請」の処分決定について、申請件数7件については、7件が処分決定いたしました。

————— 議案第5号 —————

議長 議案第5号「非農地証明願」について提案いたします。整理番号1番について、1番農業委員の報告を求めます。

1番農業委員 議案第5号「非農地証明願」についてのうち、整理番号1番について、去る7月24日、申請人のIDさんと息子さん2名立会いのもと、10番農業委員、9番推進委員、私1番農業委員の3人で共同調査をいたしましたので、1番農業委員が報告いたします。

申請人は伊佐市大口小木原732番地にお住まいのIDさんです。申請地の所在地は伊佐市大口小川内字上場529番7で、地目は田、地積は1,081㎡で、外1筆1,535㎡の、2筆合計の3,336㎡です。

周囲の状況は周りも全て山林となっており、申請地も山林化しておりました。また、非農地となった時期は、平成6年3月より耕作しなくなり20年以上耕作放棄していた為、農地としても復旧は困難な状況になってしまったとのことです。申請地は旧山野西小学校より西側へ約1.5km位に位置しています。

3名の調査員の意見において農地への復旧は困難であると判断しました。添付書類として、全部事項証明書、字図等が添付してあります。

委員の皆様方のご審議方をよろしく願いいたします。以上で報告を終わります。

議長 1番農業委員の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議長 なしということでございますので、お諮りいたします。
整理番号1番について、非農地として証明することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって整理番号1番は、非農地証明が決定いたしました。

議 長 議案第5号「非農地証明願」は1件の申請のうち1件の許可が決定いたしました。

————— 議案第6号 —————

議 長 議案第6号「辞任届」の承認について議題いたします。事務局の説明をお願いします。

事 務 局 追加議案として総会の前に配布いたしました、辞任届につきましてご説明いたします。

7月21日付けで、TEさんより事務局へ辞任届が提出されました。理由につきましては、「一身上の都合により平成29年7月31日をもって、農業委員を辞任したいのでご了承願います。」と書かれております。

農業委員会等に関する法律第13条の規定により、「市町村長及び、農業委員会の同意を得て、委員を辞任することができる。」とあります。委員会の同意は総会出席者の過半数において決定することになりますので、ご審議をよろしく願いいたします。

議 長 事務局の報告が終わりました。委員の皆さん、ご意見・質問はございませんか。

(「質疑なし」という声、多数あり。)

議 長 なしということでございますので、お諮りいたします。
議案第6号、事務局の説明のとおり承認することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長 全員挙手。
よって議案第6号、辞任届については承認されました。

議 長 その他。事務局お願いします。

事務局	<p>総会資料の最終ページをお開きください。7月の月例報告をします。 去る5日、7月の定例常設審議委員会が鹿児島市でありまして、事務局の職員が出席しております。</p> <p>24日、現地調査を一斉にしております。28日、本日は第4回農業委員会の総会です。</p> <p>8月の行事予定ですが、4日に8月の定例常設審議委員会が鹿児島市であります。25日が現地調査です。30日が第5回の農業委員会の総会です。</p> <p>月例報告は以上です。</p>
議長	<p>外にないでしょうか。</p> <p>(全員なし)</p>
事務局	<p>これで、平成29年度第4回農業委員会総会を終わります。</p> <p>姿勢を正してください。 一同礼。</p> <p>おつかれ様でした。</p> <p>【終了時間 午前10時03分】</p>

前記のように会議の顛末を記載してその内容に相違ないことを証する。

伊佐市農業委員会

会 長 会 長

伊佐市農業委員 5 番

伊佐市農業委員 7 番